

政務活動費の手引き

平成30年3月

瑞穂町議会

目次

第1章 政務活動費制度の概要

1 政務活動費とは	1
2 瑞穂町議会と政務活動費	1
3 政務活動費の支出根拠となる法律、条例等	1

第2章 政務活動費に関する基本的事項

1 政務活動の定義	2
2 政務活動費による活動の性格	2
3 執行にあたっての基本原則	2
4 実費弁償の原則	3
5 按分の指針	3
6 領収書等関係種類の保管	4
7 関係書類の公表	4
8 政務活動費の充当が不適切な経費（参考事例）	4

第3章 項目別政務活動費充当指針

1 調査委託費の考え方	6
2 旅費等の考え方	6
3 会費等の考え方	7
4 図書購入費・新聞等購読費の考え方	8

第4章 政務活動費使途基準

1 調査研究費	9
2 研修費	9
3 広報・広聴費	10
4 資料作成費	10
5 資料購入費	11

第1章 政務活動費の概要

1 政務活動費とは

平成11年7月地方分権一括法が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなりました。

このような中、地方議員の調査活動基盤の充実・強化を図る観点から、議会の会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化するため、平成12年の地方自治法の一部改正によって、政務調査費交付制度が設けられました。

この後、平成24年の地方自治法の一部を改正する法律により、政務調査費交付制度は政務活動費交付制度（第100条第14項～第16項）に変更され、交付の目的に「その他の活動」が追加。名称も「政務調査費」から「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることが法に規定されました。

2 瑞穂町議会と政務活動費

平成13年に政務調査費の交付に関する条例が制定され、地域、町民に根ざした施策の立案の一助となり、そうした地方議員の活動が最大限尊重され、住民の代表機関の役割を充分果たすことが、民主主義の理念に適うものと考えます。

平成24年の地方自治法の一部改正により、瑞穂町議会では、平成24年3月に「瑞穂町議会政務調査費の交付に関する条例」を改正して「瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例」を制定しました。

平成29年3月の定例会では、さらに使い道の透明性を高めるため、領収書の写しの添付を領収書の原本を添付する条例改正を行い、合わせて政務活動費のすべてをホームページで公表することにしました。

3 政務活動費の支出根拠となる法律、条例等

- ・地方自治法第100条第14項、第15項、第16項
- ・瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例
- ・瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

第2章 政務活動費に関する基本的事項

政務活動費の支出にあたっては、条例・規則に基づき、適正に取り扱われることとなりますが、使途基準の判断にばらつきが出る可能性があることから、事項別に考え方の原則を示すと共に、特に懸念される点などについて解説するものです。

1 政務活動の定義

政務活動とは、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種研修会への参加等、町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動をいう。

2 政務活動費による活動の性格

政務活動は、議会活動である本会議及び委員会活動とは異なり、公務ではなく公務災害の対象にもなりません。

したがって、議員に交付された政務活動費の執行に、議会事務局職員が関与することも、法的に許されません。

3 執行にあたっての基本原則

政務活動費制度は、政務活動に資するため、必要な経費として交付されるものですが、全国的には「議員の第2の報酬」とも揶揄され、不正の温床との厳しい批判が根強くあり、現に住民訴訟が頻発しています。

そして、政務活動費の支出にあたっては、住民監査請求や住民訴訟に耐え得るだけの使途妥当性を担保するとともに、不必要な疑念を町民等に抱かせない透明性の確保が求められています。

ついては、政務活動費の使途が適切かどうかは、一義的には交付を受けた議員に判断権がありますが、最終的に司法の場で不当利得返還請求を受け、適正支出の立証責任を負わされるのも、議員個人であることを十分に認識し、政務活動費の執行にあたっては、次の基本原則に留意し、各々の責任において適切に執行することが必要です。

- (1) 政務活動の目的が、町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させるためのもの、その他住民福祉の増進を図るためのものであること。

- (2) 政務活動に要した金額や内容等の妥当性があること。
- (3) 適正な手続きがなされていること。
- (4) 政務活動の成果物や適正支出であることを客観的に証明し得る書類等が整備されていること。

(参 考) 基本原則に関する判例

・議員や会派が積極的な立証活動を行わない場合は、金額や用途等からみて資料の提出や補足説明をするまでもなく政務調査費であろうと社会通念上推認されるような支出を除き、これを正当な政務調査費の支出と認めることはできない。

【平成18年10月20日 青森地裁】

・「領収書または説明のない支出」、「雑誌名や種類が不明の領収書」、「領収書の消失」、「支出の経緯が不明の領収書」、「何に使われたのかが不明な領収書」などは、調査研究活動との関連が不明で用途基準に合致しない。

【平成18年10月20日 青森地裁】

4 実費弁償の原則

政務活動は、議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、社会通念上妥当と判断される範囲のものであることを前提とした上で、町政に関する調査研究に要した費用の実費に充当（費用弁償）することを原則とします。

議員の活動は、政務活動以外にも、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多岐にわたっているが、経費の按分は原則として認めないこととします。

5 按分の指針

(1) 按分の考え方

経費の按分は原則として認めない。

ただし、複数の議員と目的が同一の場合は、この限りでない(例として旅費)。

(2) 按分割合

按分を要する項目等の按分割合は、参加議員数にて均等にし、合理的に説明ができること。

(3) 領収書等証拠書類への記載

按分により政務活動費に充当する場合は、領収書その他の証拠書類に、按分割合及び当該按分割合に基づく支出額を付記すること。

6 領収書等関係書類の保管

政務活動費の用途については、透明性の確保が地方自治法に明文化されており、その執行にあたっては、領収書等の関係書類を整理し、収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

7 関係書類の公表

提出された関係書類等は、収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、誰でも閲覧することができるものとします。

また、提出された政務活動費に関する関係書類は、町議会ホームページで公表するものとします。

※ 収支報告書、研修参加報告書、視察報告書、領収書、その他関係資料など

8 政務活動費の充当が不適切な経費（参考事例）

議員は、不適切な経費を政務活動費に充当することがないように、その責任において適切に対応するとともに、特に下記に示す経費について政務活動費を充当しないよう留意すること。

(1) 交際に要する経費

- ・ 香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・ 病気見舞い、餞別、中元、歳暮、年賀状等の儀礼に要する経費

(2) 政党活動に要する経費

- ・ 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、宣伝等の印刷発送等に要する経費
- ・ 議員が所属する政党機関紙等の出版物及び購読に要する経費
- ・ 政党組織事務所の設置や維持管理に要する経費

(3) 選挙活動に要する経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・各種選挙時における支援活動及び選挙関係資料の作成等に要する経費

(4) 後援会活動に要する経費

- ・後援会の活動に要する経費
- ・後援会発行の広報紙、後援会主催の報告会等の経費
- ・後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費

(5) 飲食に要する経費

- ・議員個人が取るすべての飲食に要する経費（食品、給食等の調査研究のために飲食する場合を除く。）

(6) その他私的活動に要する経費

- ・私的な旅行、観光、レクリエーション等に要する経費
- ・議員が個人的に参加している団体の会費や会議への参加に要する経費
- ・宗教活動に要する経費
- ・公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費（町民への飲食の提供等）
- ・政務活動に直接必要としない備品等の購入や借上げに要する経費
- ・新聞紙及び週刊誌等のうち、行政に関する専門的な内容及び地域の記事ニュースを中心に掲載しているもの以外の購読に要する経費
- ・その他政務活動の目的に合致しない経費

第3章 項目別政務活動費充当指針

1 調査委託費の考え方

町の事務及び地方行財政に関する調査研究等を、学識経験者や外部の団体又は個人に調査委託等するときは、委託業務の名称、調査委託等の目的、具体的な調査委託事項、契約期間、委託金額、委託先及び成果物の納入等を記載した「業務委託契約書」により契約するものとします。

また、委託内容及びその成果から妥当な金額であると事後の確認ができるよう、活動内容やその経費等を記載するものとします。

2 旅費等の考え方

(1) 基本認識

政務調査を目的とした、現地調査や研修会等の出席等に要した交通費、宿泊費等については、旅費は、瑞穂町職員の旅費に関する条例に準じて利用した公共交通機関の料金及び宿泊料等（日当は除く）を充当することとします。

なお、その内容や金額は、社会通念上許容される範囲のものであることとします。

(2) 宿泊費及び食卓費

宿泊費は、瑞穂町職員の旅費に関する条例に準じる。

なお、宿泊に伴う各種税金やサービス料等は宿泊費に含みます。

また、昼食代のほか、やむを得ず素泊まり、一泊1食付の宿泊となった場合の夕食及び朝食など、単独での飲食について経費から除外します。

(3) 公共交通機関を使用した場合

鉄道、バス、航空機等を利用した場合、基本的に領収書は徴することができないので、行き先、所要経費等を記載してください。ただし、旅行代理店を通じて購入した場合などで、領収書を徴することができるものについては、その領収書を添付することとします。

(4) タクシーを使用した場合

調査研究活動にあたって、不案内な地域の移動や、公共交通機関の利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合等、タクシーを利用す

ることが合理的な理由がある場合には、タクシー代金に対して政務活動費を充当することが可能です。

その際は、金額、目的、日付等が明記された領収書を添付するものとします。

(5) 自家用車及びレンタカーを使用した場合

調査研究活動にあたって、公共交通機関の利用が困難な場合、急を要する場合等、自家用車（リースを含む）及びレンタカーを利用することが合理的な理由がある場合には、ガソリン代、有料道路料金及び現地での駐車料金等、移動に伴って生じた経費について、政務活動費に充当が可能です。

その際には、領収書等を添付するものとします。ただし、ETCを利用した場合には、料金の確認ができる明細書を添付するものとします。

また、レンタカーについては、レンタカー会社等への支払金額の実費を政務活動費に充当が可能です（保険代等）。

なお、自動車の維持管理に要する費用（車検代、保険料、自動車税、修理代等）は充当できません。（経費計上を否定する判決があります。）

3 会費等の考え方

(1) 基本認識

研修費、会議費等への充当にあたっては、その研修会や会議の目的が政務活動費に資するものである必要があります。

(2) 研修費等の支出

政務活動費を充当することができる研修会・講演会、意見交換会等にかかる経費の支出については、その会議の開催日時、場所、相手方、参加者氏名、目的、出席に要した経費の内訳を報告書に記載し、領収書等を添付するほか、研修会や会議の開催案内等、会議内容が確認できる資料類を添付するものとします。

(3) 年会費等

年会費等、その団体の会員資格を得るための会費については、その団体の活動内容や実態が調査研究活動に資するものである必要があり、議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、個人的な資格で加入している団体の会費については、政務活動費を充当することはできません。

政務活動費から年会費を支払う団体については、その活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、調査研究活動として成果が認められる必要があります。

(4) 飲食を伴う会議（懇談会）費

飲食を主たる目的とした会合、会派や議員間の私的な懇談会等の会費へは、政務活動費を充当することはできません。

また、政務調査を目的とした研修会・講演会、意見交換会等であって、飲食を伴う場合の飲食経費の支出にあたっては、その会議が政務調査を目的とした会議と一連である場合でも、政務活動費を充当することができません。

なお、支出を証明する書類において、内訳として飲食経費が明らかでない場合は、主催者から飲食経費相当を除いたもの、又は飲食経費相当が内訳として分かる書類を受領してください。

4 図書購入費・新聞等購読費の考え方

(1) 基本認識

調査研究活動に必要な書籍・雑誌・新聞代及び購入に必要な郵送料等を政務活動費に充当することができます。

ただし、購入にあたっては、瑞穂町図書館のほか広域利用可能な図書館の蔵書等の利用を第一とし、顧慮したうえで購入することとします。

(2) 新聞の定期購読

一般紙（朝日、読売、毎日、産経、日経、東京）については、1紙の購読料を充当できることとします。地方紙、専門誌等については制限がありません。ただし、町民が誤解を招きやすい自己の所属する政党および個人の立場で加入している団体等の機関紙およびスポーツ新聞等への充当は認められません。なお、政務活動に資する単発的な購入については除きます。

(3) 住宅地図

住宅地図（電子版含む）については、瑞穂町版の住宅地図に限り、2年に1冊の購入とする。

第4章 政務活動費使途基準

1 調査研究費

調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する旅費等

政務活動費の充当が適切な経費

- ・旅費等（宿泊費、鉄道、バス、航空機、船舶、車両等）
- ・手数料（旅行業者等への企画手数料等）
- ・保険料（旅行保険等）
- ・資料代（調査研究活動のために必要な先進地調査、又は現地調査に際し請求された資料代）

政務活動費の充当が不適切な経費

- ・飲食代
- ・海外視察旅費
- ・私的な旅行、観光等に要する経費
- ・瑞穂町職員の旅費に関する条例により算出した額を超える経費
- ・自己の都合により生じたキャンセル料等
- ・手土産代

2 研修費

議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

政務活動費の充当が適切な経費

- ・会場借上料及び機材借上料（研修会もしくは座談会を開催するために必要な会場借上料・放送設備代等）
- ・講師謝礼（研修会もしくは座談会を開催するために必要な講師謝礼・招請旅費）
- ・講師賄い（出席者茶菓子は計上しないこと）
- ・資料作成費（研修テキスト、資料の印刷製本費、議員分研修テキスト購入費）
- ・参加費、（他の団体の開催する研修会等に参加するために必要な参加負担金（会費や受講料）、施設入館料等）
- ・旅費等（合理的理由がある場合の宿泊費、鉄道、バス、航空機、船舶、車両等）

政務活動費の充当が不適切な経費

- ・研修会に伴う飲食経費
- ・開催実態が親睦会、祝賀会又は飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等とみなされる会合の開催や参加に要する経費
- ・党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費や会合への参加費
- ・活動自体が政務活動と関連しない団体の会費

3 広報・広聴費

政務活動、議会活動及び町の政策について住民に報告し、広報するために要する経費、又は住民からの町政及び議員の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議、相談等に要する経費（印刷物等は収支報告書に添付）

政務活動費の充当が適切な経費

- ・広報紙印刷製本費（コピー代等）
 - *作成時の注意事項
内容以外は、氏名、顔写真（イラスト含む）、政党名（公認者）のみ記載可能。
（第2章3参照）
- ・広報紙の郵送料、配布委託料
- ・議会報告会の案内郵送料
- ・会場借上料及び機材借上料（議会報告会を開催するために必要な会場借上料・放送設備代等）

政務活動費の充当が不適切な経費

- ・飲食経費（茶菓子等）
- ・開催実態が親睦会、飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等とみなされる会合の開催に要する経費
- ・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・街宣車に関する経費

4 資料作成費

政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
（作成物等は収支報告書に添付）

政務活動費の充当が適切な経費

- ・印刷製本費（コピー代等）

*作成時の注意事項

内容以外は、氏名、顔写真（イラスト含む）、政党名（公認者）のみ掲載可能。（第2章3参照）

- ・郵送料
- ・原稿作成料、翻訳料
- ・消耗品費（プリンターインク代上限5,000円）

政務活動費の充当が不適切な経費

- ・政務活動とは関連のない内容が記載されている文書の印刷経費

5 資料購入費

政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
（図書は背表紙のコピーを収支報告書に添付）

政務活動費の充当が適切な経費

- ・一般日刊紙1紙（朝日、読売、毎日、産経、日経、東京）
- ・地方紙、専門紙
- ・図書、資料等
- ・町内の住宅地図（2年に1冊）

政務活動費の充当が不適切な経費

- ・政務活動と関連の薄い若しくは趣味の色彩の濃い書籍及び新聞
- ・自己啓発目的の書籍や一般的な辞書・地図・週刊誌等
- ・政党機関紙等、政党の発行する書籍、資料（電子媒体のものを含む）